

111

春季号

中小企業経営シリーズ

新「会社法」と中小企業経営

代表 小島 昇

今まで会社に関する法律は商法や有限会社法によって定められていましたが、本年五月一日に施行される「会社法」によってその内容が大幅に変わることになりました。

中小企業経営者の場合、この会社法を知らなくても直ちに困ることはいかもしれませんが、場合によっては損をしたり、極端な場合、法律違反を犯してしまう可能性もありますので、一通りのことは押さえておかれることをお勧めします。

なお、これらの改正事項は、原則として本年五月決算会社から適用されます。

一 有限会社がなくなり株式会社になります

ただし、既存の有限会社はその

まま有限会社と名乗ることもできませんし、株式会社に簡単な手続きで変更することもできます。有限会社のままの商号を使い続ける会社は今までの有限会社法で認められていた規律をそのまま継続して適用することができます。すなわち、役員任期の定めをおく必要がなく、株式会社にすると最長でも十年の任期とされ、十年ごとに役員重任の登記が必要になります。決算書の公告も不要です。

したがって、商号中に株式会社の文字を使用するメリットのある会社は株式会社に變更し、その必要のない会社は有限会社のままのほうが良いでしょう。

二 資本金の下限がなくなります。

今まで資本金には最低金額が定

められていました。すなわち、株式会社は一、〇〇〇万円、有限会社は三〇〇万円でしたが、この最低金額がすべてなくなりました。したがって、資本金が用意できなくとも設立諸費用だけで簡単に株式会社が設立できることになりましたので、新規の会社設立が増えることが予想されます。

また、創業者が一円の資本金で会社を設立できる制度が平成十五年から始まりましたが、この制度を利用して設立した確認株式会社、確認有限会社は五年以内に本来の資本金にする必要があります。しかし、今回の会社法の施行によりその必要がなくなりました。

三 取締役一人でも認められます。

今まで、株式会社は取締役三名、監査役一名必要でしたが、有限会社と同様に取締役一名で良いことになりました。ただし、取締役一名ですと代表取締役と名乗れなくなります。

また、取締役を二名以上置く会社は取締役会を設置することができ、重要な決議を取締役会で決めることができることになりました。

その場合、原則として監査役は置かなければなりません。

どちらのほうがいいかは株主の人数、取締役の構成等を考慮して判断することになるでしょう。

四 事業承継対策に利用できます

死亡した株主が所有している株式はその相続人が取得することになります。その相続人が会社にとって好ましくない人である場合でも、今までは拒否できませんでしたが、今回の会社法では、会社の定款に譲渡制限がある株式会社の場合、会社はその相続人が株主になることを拒否し、また会社に売り渡すことを請求できることになりました。

この制度を利用すれば、相続による株式分散防止に活用できます。ただし、この制度はオーナー社長が死亡した場合でも適用されるため、場合によってはオーナー一族の支配が他の少数株主に乗っ取られる危険もありますので、定款を作成するときは十分注意が必要です。

また、一株で他の株式の何倍もの議決権を有する株式を発行する

ことができるようになりました。これを活用すれば、事業後継者は少ない株式で会社を支配することが可能となり、株式分散により支配権を失うという事態を避けることができます。なお、このような株式の税務上の評価方法はまだ不明です。実際に実行するまでに決めてほしいものです。

五 会計参与制度が創設されました。

会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成する役目を持っています。また、会計参与は公認会計士又は税理士しかありません。したがって、会計参与を置いている会社の計算書類は高い信頼性を持つことが期待されます。ただし、会計参与は公認会計士の行う会計監査のように会社から独立して監査を行い、意見を述べるといっわけではなく、あくまで取締役の補助として計算書類を作成する役割に過ぎないところから、どの程度信頼性が増すかは疑問です。さらに、万が一その会社の計算書類に粉飾が見つかったような場合、会計参与が責任を問われることになり、あまり気軽に会

計参与を引き受けるわけにはいかないかも知れません。

いづれにしても、会社の計算書類に信用力が増すのは間違いでしょうから、会計参与を活用可能な会社は積極的にとりいれることをお勧めいたします。

六 決算書の名称等が変わります

貸借対照表の資本の部の名称が純資産の部になり、純資産の部の中身も少し変わりますが、中小企業の場合ほとんど影響はないでしょう。また、利益処分案がなくなり、「株主資本等変動計算書」を作成することになります。株主総会の議案書が変わりますので注意が必要です。

なお、役員賞与は今まで利益処分として株主総会の承認を得ていましたが、独立して役員賞与承認の件という議案を提出することになります。また、役員賞与は会計上は通常の費用とされることになりましたが、税務上は原則として損金になりません。

七 配当を年に何回でもできるようにしました

配当は、今まで年に二回しかできませんでしたが、原則として株主総会の決議をすれば年に何回でもできるようにしました。また、定款で定めれば中間配当に限って取締役会の決議によって配当をすることができます。

ただし、会社に剰余金がなければ配当をすることはできません。

これによって、四半期ごとに臨時計算書類を作成し、株主総会の承認を得ることによってその計算書類に計上された剰余金を配当することができるようになりました。

八 取締役監査役の任期を十年にするようになります

現行の株式会社の取締役の任期は二年です。会社法ではこれを最

長十年にすることができます。監査役も原則四年でしたが、これも十年にすることができます。

したがって、十年間は役員変更登記をしないで済み、登記手数料を節約できます。ただし、取締役や監査役が会社にとって害になることがわかったような場合は解任することになるでしょうが、本人の意に反して解任したいような場合には正当な理由がない限り損害賠償金を請求されることがありますので注意が必要です。

なお、現在、破産して復権していないものは取締役にできませんでしたが、社長が多額の負債を背負って自己破産すると取締役も辞めることになっていたので、そのような場合でも

会社の経営を続けることができるようになります。

九 株券を発行する義務がなくなります

株式会社は株券を発行することが原則になっており、もし発行していないと株式の譲渡が無効になっていました。

会社法では、株券を発行しないことが原則になります。ただし、株券を発行する旨の定款の定めを置いている場合は、株主の請求により発行しなければなりません。

なお、既存の株式会社は株券の発行をする旨の定款の定めを置いていますので、定款を変更することで株券を発行しない会社になることができます。

平成十八年度税制改正について

平成18年度の税制改正については、近年続いた景気対策型ではなく現下の経済・財政状態等を踏まえた財政再建型となっております。

また、会社法の創設による影響をうけていることも特徴といえます。

法人関連税制の改正

『情報基盤強化設備の取得等による減税措置』

情報資産の活用と企業内外の脅威から守る情報セキュリティ確保のため、この制度が創設されました。

青色申告書を提出する事業者が、対象資産（産業競争力の向上に資する一定の情報セキュリティ対策対応設備等）を取得等し、事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の五〇％相当額の特別償却と一〇％相当額の特別税額控除との選択適用が可能となります。

このうち税額控除については法人税の二〇％を限度とし、控除限度超過額については一年間の繰越が認められます。

この制度は平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで間に取得等した場合に適用されます。

『留保金課税制度の縮小』
留保金課税の対象となる同族会社の判定について、三株主グループによる判定から一株主グループによる判定となります。

不適用措置は中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業のみ二年間延長され、定額基準が一、五〇〇万円から二、〇〇〇万円

なるなど留保控除額が拡大されました。これにより留保金課税の対象は相当限定され、内部留保の充実が図られます。この改正は、平成十八年四月一日以後終了する事業年度から適用されます。

『同族会社の役員の給与の一部損金算入の制限』
実質的な一人会社（オーナー及びその同族関係者等が株式等の九〇％以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社）については、当該業務を主催する役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当額は、損金の額に算入しないこととなります。

ただし、同族会社の所得等の金額の直前三年以内に事業を開始する各事業年度における平均額が年八〇〇万円以下である場合及び当該平均額が年八〇〇万円超三、〇〇〇万円以下であり、かつ、当該平均額に占める当該給与の額の割合が五〇％以下である場合には、適用除外となります。

この改正は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

『定時定額の役員賞与の損金算入措置』
会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され役員賞与も当該会計期間において費用処理されるのに伴い、法人税法でも役員賞与についての要件が緩和されることとなりました。事前に定められた金額等（あらかじめ税務署に届ける等の手続きが必要です）に基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与（いわゆる年二回のボーナス等）について損金算入が認められることとなります。この改正は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

土地・住宅税制の改正
『相続時精算課税制度の住宅取得等資金贈与の延長』
住宅取得等資金贈与の一、〇〇〇万円上乗せ枠の適用期限は平成十七年十二月三十一日までの特例でしたが、この適用期限が平成十九年十二月三十一日まで延長されました。

なお、贈与税の住宅取得資金等贈与の特例は平成十七年十二月三十一日をもって廃止されておりま

すので、注意が必要です。

『耐震改修促進税制の創設』
現行の耐震基準を満たさない住宅の自発的な耐震改修をより効果的に促進するため、所得税において、既存住宅の耐震改修工事費用の一〇％相当額（上限二〇万円）をその年分の所得税額から控除する耐震改修税額控除制度が創設されるとともに、耐震改修した場合の住宅に係る固定資産税額を三一年間、二分の一に減額する措置が講じられます。また、オフィスビルなどの建築物について、耐震改修促進法の認定計画に基づき自主的に耐震改修工事を行う場合に、一〇％の特別償却ができる措置が講じられます。

延納中の物納選択制度の新設
相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から一〇年以内限り、物納を選択することができるようになります。資力の状況が変化等した場合に限られますが、納税方法の選択肢が広がったといえます。

地震保険料控除の創設
近年における地震災害の頻発等を踏まえ、損害保険料控除の一部が改正され、地震保険料控除が創設されました。地震保険契約にかかる保険料等の金額をその年分の総所得金額等から控除するものです（最高五万円）。

経過措置として平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等に係るものについては、従前の長期損害保険料控除が適用されます。なお、地震保険料控除と長期損害保険料控除を適用する場合には合わせて最高五万円となります。

以上、平成十八年度の税制改正の主要な点を述べてきましたが、このほかにも様々な改正が行われ者までご質問ください。

文責 林孝行

中小企業の会計指針が公表されました

株式会社や有限会社は法律により計算書類（貸借対照表、損益計算書など）の作成が義務付けられています。しかし、この計算書類の作成の基準となる企業会計基準は大変むずかしく、中小企業には合わない規定がたくさんありました。そこで、中小企業の特性に合わせて重要ではない処理については、簡便な方法が採用できることを示したものが「中小企業の会計指針」です。この指針は、日本公認会計士協会、税理士会連合会などが共同で作成したものです。で、大変権威あるものです。

この指針に沿って御社の決算書を作成することで、御社の財政状態や経営成績が正確にわかり、経営の舵取りを間違わないようになります。同時に、金融機関からの信用も増すものと思われます。

今後、当事務所ではこの指針に沿ってご指導させていただきますと思いますので、宜しくお願い致します。

研修会のご案内

所長の加盟している経営コンサルタントの団体（経営管理協会）で4月19日(水)に中小企業の事業再生の研修会が開かれます。中小企業を元気にさせるノウハウが話されるはずですので、お時間のおありの経営者の方はぜひ参加してください。

詳しくは、同封の案内書をごらんの上、直接申し込んでください。

千代田国際公認会計士共同事務所 業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査



朗明実談

目的と手段

今から約二百八十年前、世界一の人口過密都市となった江戸。直前までの戦の

世界から遙か遠のき、庶民に至るまで派手さと歌舞伎など文化を楽しむ元祿の時代。しかし、安泰と成長は続かず幕府は財政難に陥った。そこに歯止めをかけ、儉約令と米の増産を推奨したのが八代将軍吉宗だった。自ら絹の衣を脱ぎ木綿に切り替え、一日二食の一汁三菜を通した。米将軍とまでいわれる程に新田開発と儉約を推奨した吉宗の評判は決して良くなかった。吉宗の政策で関東一代事業となった広大な見沼干拓と新田開発（見沼たんぼ・現さいたま市）を任された紀州の土木技師、井沢弥惣兵衛為永はこの事業に延べ九〇万人もの人を動員して事業を成した。広域の調査、測量から工事完成迄の期間、多くの役人たちが随所の農家に宿泊することは欠かせなかつた。為永は役人に無理なばかりいをするのではないように農

民に触れ書きを出した。食事は一汁一菜に限る。風呂は酷暑といえども、水風呂に限る。余計な気配りをせぬ。無理な要求があつたときは為永に申し出る。これが伊沢為永の書いた触れ書きであり、自らもそれに徹した。大名の衣も絹を禁じた吉宗。大名が切り詰めれば庶民の楽しみも遠のいて行く。評判が悪かつたのも理解できる。しかし、幕府の財政を立て直したのは吉宗に他ならない。伊沢為永も役人間では陰の不満も多かつただろう。しかし、九〇万人の力を要する事業に少数の役人の都合や立場、そして自分の評判など二の次だったのだろう。吉宗もそうだったに違いない。吉宗と為永。共に目的を明確にし、それを崩さず、目的達成の為の手段として私欲を切り離していた。為永は農民達の力を借りる立場として夜中まで農民達から沢山の情報を集め、意見を求め、干拓工事に反対していた人々の心をも動かした。交渉を避け、立場や権利の獲得で人を動かそうとはしなかつた。……人は人に命ずるだけでなく意思の疎通を以って行動を共にする……。

創作家 さくら草五郎